

1999年11月18日
(平成11年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

査定業務の光ディスク（CD-ROM）システム導入に係る
コンピュータ利用について（答申）

1999年（平成11年）11月12日付けで諮問された、査定業務（以下「本業務」という。）の光ディスク（CD-ROM）システム（以下「本システム」と総称する。）導入に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 本業務は、市道の管理及び市民の財産保護・管理のために、土地所有者又は市から提出された道路境界確認申請書に基き、関係地主の立会のもと市道と民地の境界を確定して、境界標の埋設、境界確定図の作成を行っているものである。
- (2) 境界確認申請書をはじめ査定記録や境界承諾書等の関係資料（以下「境界確定関係資料」という。）永年保存文書として書庫に保存されている。路政課には、関係地主等あるいは他の事業課から、確定経過や確定範囲についての問い合わせや質問が日常的に寄せられているが、その際、書庫まで行き原本を調べるには、相当な時間を要することから、迅速に調査し、対応できるように、過去の境界確定関係資料をマイクロフィルム化し、路政課内に備え置き、マイクロリーダープリンターで見たり、プリントアウトすることにより対応している。
しかし、マイクロフィルム及びマイクロリーダープリンターが長年の使用により、画面が不鮮明となり、また、検索に必要以上の時間がかかっている。

- (3) このような現状から、マイクロフィルムに替えて、境界確定関係資料をイメージ情報として光ディスク（CD-ROM）化することにより、画面が鮮明となり、情報を正確に確認できるようになる。また、より正確かつ迅速に情報の検索ができるようになることから、本システムの導入は不可欠である。

なお、本システムにおいて、新たに加わる境界確定関係資料については年度ごとに光ディスク（CD-ROM）に追加し、更新をしていく。

- (4) 日常的な処理及び安全対策としては、本システムにおける個人情報の保護及び安全対策を図るため、「道路境界確定記録光ディスク（CD-ROM）システム取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- (1) コンピュータ利用の必要性

本業務に係る市民等からの問い合わせや質問に対し、境界確定関係資料を正確かつ迅速に検索し、内容の確認、調査を行うために、本システムを導入する必要性は認められる。

- (2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本システムにおける必要最小限の項目であると認められる。

ア 境界査定申請書（申請者の住所・氏名、申請地）

イ 境界承諾書（道路に隣接する土地所有者の氏名、住所、土地の地番）

ウ 土地所有者名簿（道路に隣接する土地所有者の氏名、住所、地目、地積）

エ 査定記録（立ち会い時の土地所有者や立会人の氏名）

オ 公図（土地所有者の氏名）

カ 委任状（土地所有者本人が立ち会えない場合の委任者及び受任者の住所、氏名）

- (3) 他のファイルとの結合

本システムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであり、また、本システムで行う処理は、入力、蓄積、検索、出力及び更新であることから、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- (4) 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全のために必要な事項を定めた「道路境界確定記録光ディスク（CD-ROM）システム取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以上